

令和4年 第5回

高砂市農業委員会議事録

○開催日程

日 時 令和4年6月27日(月) 10時00分
 場 所 市役所4階 405会議室

○提出議題 (14件)

- 高農議第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと(1)
- 高農議第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと(1)
- 高農議第15号 農地利用集積計画の決定について(1)
- 高農議第16号 農地法実施細則の一部を改正する規則を定めることについて(1)
- 報告第18号 農地法第3条の3第1号の規定による届出のこと(4)
- 報告第19号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと(1)
- 報告第20号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと(4)
- 報告第21号 受理通知書取消願出のこと(1)

○出席委員 (12名)

1番	三好 覚	2番	中谷 清隆
3番	中森 均	4番	北野 益生
5番	前橋 瑞紀	6番	穴田 正平
7番	西村 一志	8番	
9番	北原 知子	10番	
11番	松本 和人	12番	松本 慶一
13番	芦谷 博務	14番	井神 兄雄

○欠席委員 (0名)

--	--	--	--

○出席事務局職員 (2名)

事務局 局長	西田 幸生
〃 主 幹	尾塩 昌昭
〃 事務吏員	上田 耕司

○出席市長部局 (1名)

産業振興課	松本 剛
-------	------

議 事 内 容

- 事務局 皆さん、おはようございます。第5回高砂市農業委員会総会を開催させていただきます。本日は、全員出席で総会は成立しております。本日提案させていただきます議案でございますが、高農議第13号～第16号の4件、報告第18号～報告第21号の10件、併せて14件でございます。議事進行につきましては、会長にお願いいたします。
- 議 長 皆さん、おはようございます。(時候の挨拶) それでは第5回高砂市農業委員会総会を始めます。議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名順により2番の中谷委員さん、3番の中森委員さん、よろしくをお願いいたします。
- それでは、議案書に基づきまして進めてまいります。
- 高農議第13号**「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。
- 事務局説明願います。
- 事務局 高農議第13号は農地法第3条第1項の許可申請でございます。
- (高農議第13号、1番を読み上げる)
- 別添調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしく申し上げます。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。阿弥陀地区お願いします。
- 12番 事務局の説明どおりです。阿弥陀地区委員としても問題ないと思います。
- 議 長 この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
- 各委員 (「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議の声がありませんので、高農議第13号は承認されました。
- 続きまして**高農議第14号**「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。
- 事務局説明願います。
- 事務局 高農議第14号は農地法第5条第1項の許可申請でございます。
- (高農議第14号、1番を読み上げる)
- 別添調査書のとおり、農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしく申し上げます。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。曾根地区お願いします。
- 4番 事務局の説明どおりです。曾根地区委員としても問題ないと思います。
- 議 長 この件についてご意見、ご質問はございませんか。
- 12番 自治会等で太陽光発電は反対と決めていて、水利組合が同意しない場合でも太陽光発電として許可されるのか。
- 事務局 水利組合の同意書が無くても疎明書の提出があればよい。
- 太陽光発電反対とあっても法的に太陽光発電が設置できないというものであ

れば許可できない場合があります。

農業委員会としては、水利組合の同意が無く疎明書の提出があれば、総会で審議していただき意見書を添付して県に送付し県が許可、不許可を判断します。

7番
事務局
議長

水利組合に同意をもらいに業者は来るのか。

同意をもらいにはいきます。

太陽光発電の転用で隣接地、水利組合の同意が無く疎明書で提出してきた場合で農業委員会総会で全員が反対となれば、農業委員会はすべての委員が反対ですと意見書を付けて県に送付します。そして最終県の判断になります。

その他ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員
議長

(「異議なし」の声あり)

異議の声がありませんので、高農議第14号は承認されました。

続きまして高農議第15号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

産業振興課説明願います。

産業振興課

高農議第15号は農地利用集積計画の決定でございます。

(高農議第15号、読み上げる)

議長

産業振興課の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。阿弥陀地区お願いします。

各委員
議長

阿弥陀地区委員としても問題ないと思います。

この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議の声がありませんので、高農議第15号は承認されました。

続きまして高農議第16号「農地法実施細則の一部を改正する規則を定めることについて」を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局

高農議第16号は農地法実施細則の一部を改正する規則を定めることでございます。

(高農議第16号、読み上げる)

議長

事務局の説明が終わりましたので、この件についてご意見、ご質問はございませんか。

12番
事務局

疎明書の添付でもいいということは、許可があまくなったのか。

調整区域では以前から疎明書での提出もありました。

申請書の添付書類についても同意書又は疎明書になっています。

市の添付書類一覧表に記載されていなかったということです。

12番
事務局

水利組合、農会の同意が無かってもいいということなのか

疎明書の提出があればよい。

疎明書で提出された場合でも総会で委員が反対することになる場合もあるかもしれないということですね。

7番
事務局

いつ頃から疎明書でもいいとなったのですか。

高砂市も隣接同意については以前から同意書又は疎明書にしていますが水

利組合の同意のところに同意書又は疎明書という記入がなかったということです。

12番
事務局

水利組合の同意は、重要なものですか。

水利組合の同意は国の事務処理要領にも記載されています。

12番
事務局

今後、もっと太陽光発電が増えてくると思うが何か対策をしないと。

今後は、人・農地プランの法定化されるので、地域での話し合い等を重ねていただき地域計画を考えて頂き将来この農地はだれが担い手になって耕作していただけることが決まっておれば、農地を売却される方も減ってくると思うので農家の意向を聞きながら計画を策定していただきたいと思います。

議長

この件について他にご意見、ご質問はございませんか。

ご異議はございませんか。

各委員
議長

(「異議なし」の声あり)

異議の声がありませんので、高農議第16号は承認されました。

続きまして報告第18号「農地法3条の3第1項の規定による届出のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第18号は農地法第3条の3第1項の規定による届出で、4件ございます。

(報告第18号、1番～4番を読み上げる)

議長
各委員

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

なし。

議長

続きまして報告第19号「農地法4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第19号は農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告で、1件ございます。

(報告第19号、1番を読み上げる)

議長
各委員

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

なし。

議長

続きまして報告第20号「農地法5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第20号は農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告で、4件ございます。

(報告第20号、1～4番を読み上げる)

議長
各委員

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

なし。

議長

続きまして報告第21号「受理通知書の取消願出のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第21号は受理通知書の取消願出でございます。

(報告第21号、1番を読み上げる)

議長
各委員

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

なし。

議 長

以上を持ちまして本日の総会に付託されました議案はすべて終了いたしました。ご承認いただきましてありがとうございます。

(以 上)

終了時刻 午前11時00分

議事録署名委員

中谷 清隆委員

中森 均委員